

鹿児島県公立小中学校事務職員協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県公立小中学校事務職員協議会と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、会長の勤務する学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と緊密な連携をもとに、学校事務職員としての資質並びに社会的地位の向上を図り、もって本県の教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連携の推進に関する事
- (2) 会員の資質並びに社会的地位の向上に関する事
- (3) 学校事務に関する情報の収集並びにその交流に関する事
- (4) 関係諸団体との連絡提携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(構成)

第5条 本会は、本県の公立小学校・中学校及び義務教育学校の学校事務職員で組織する各地区事務職員会等を単位とする連合体である。

第6条 前条における地区は、評議員会において別途定める。

第3章 機関

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総代会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会

(機関の招集)

第8条 機関の招集は、会長が行う。

- 2 機関の招集並びに運営については別に定める。

(機関の議決)

第9条 機関は構成員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成があれば議事を決定することができる。ただし、会則の改正については別に定める。

(総代会)

第10条 総代会は、本会の最高議決機関で、総代をもって構成する。

- 2 総代は、各地区50名以内は2名選出し、50名超過する毎に1名加算し端数は切り上げとする。
- 3 総代会は、年1回開催する。ただし、評議員会の議決があった場合又は会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 総代会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画の審議及び事業報告の承認
- (3) 予算の審議及び決算の承認
- (4) 会長、副会長、監事の選出及び理事の承認
- (5) その他本会の事業に必要な事項

(評議員会)

第11条 評議員会は、総代会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、理事、評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、各地区において2名以内を選出する。
- 3 評議員会は、年1回以上開催する。ただし、評議員の半数以上の要請があった場合又は会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 評議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総代会議案
 - (2) 会長、副会長及び監事の推薦
 - (3) 総代会において付託された事項
 - (4) 理事会から諮問された事項
 - (5) その他必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を処理する。

- 2 総代会、評議員会で議決された事項
- 3 その他本会の運営に必要な事項

第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 評議員 各地区2名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 役員を選出は、次の方法による。
 - (1) 会長、副会長は評議員会の推薦により総代会で選出する。
 - (2) 理事は、会長が指名し総代会の承認を得る。
 - (3) 評議員は、各地区において選出する。
 - (4) 監事は、評議員会の推薦により総代会で選出する。
 - 3 会長・副会長・理事及び監事は、評議員を兼ねることができない。

(任務)

第14条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に関わる業務を執行する。そのうち1名は会計を担当する。
- (4) 評議員は、各地区を代表し、評議員会の議事を審議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第15条 役員の仕事は1年間とし、再任は妨げない。ただし、欠員の補充によって就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは引き続きその仕事を行うものとする。

第5章 会計

(拠出金)

第16条 本会の経費は、各地区からの拠出金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 各地区拠出金の金額等については評議員会において別途定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会則改正

(会則改正)

第18条 会則の改正は、総代会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 細則

(細則)

第19条 本会の運営に必要な細則は、評議員会の議決によって定める。

附則 この会則は、2002年8月28日から実施する。ただし、2002年度に限り、会計年度を2002年8月28日から2003年3月31日とする。

附則 2005年8月10日改正

附則 2010年8月6日改正

附則 2013年8月9日改正 (第10条2項)

附則 2014年9月9日改正 (第2条、第13条3項)

附則 2017年8月10日改正 (第5条)

運営細則

(総則)

第1条 この細則は、会則第6条及び第8条第2項、第16条第2項並びに第19条により本会の運営に関する事項を定めたものである。

(地区)

第2条 会則第6条に定める地区は次のとおりとする。

(地区名)	(郡市名)
鹿児島	鹿児島市
日置	いちき串木野市・日置市
南薩	指宿市・南さつま市・枕崎市・南九州市
北薩	薩摩川内市・薩摩郡・出水市・阿久根市・出水郡
始良・伊佐	霧島市・伊佐市・始良市・始良郡
大隅	曾於市・志布志市・曾於郡・鹿屋市・垂水市・肝属郡
熊毛	西之表市・熊毛郡
大島	奄美市・大島郡

2 当分の間、上記地区のとり扱いは評議員会で決定する。

(機関の招集)

第3条 機関を招集する場合は、原則として開催1週間前までに会議開催の日時、場所及び案件を示して通知しなければならない。

(機関の運営)

第4条 機関の運営について、役員(監事を除く)は次の任務を分担する。

- (1) 議長
- (2) 司会進行
- (3) 議事の記録
- (4) 議事録署名
- (5) その他機関の運営に必要な任務

(拠出金)

第5条 各地区からの拠出金は、基礎額5,000円と各地区会員数に定額を乗じた額を合わせた金額とする。

- 2 定額は評議員会で決定する。

(旅費)

第6条 会長が必要と認めた会合に出席したときには旅費を支給する。

- 2 旅費は、日当及び車賃並びに宿泊料を除き鹿児島県学校職員の旅費に関する条例を準用する。

- (1) 日当は、用務1日につき1,000円とする。
- (2) 車賃は、1キロメートルにつき20円とする。
- (3) 宿泊料は、8,000円を上限とし現に支払った額とする。

- 3 上記によりがたい場合は評議員会で決定する。

(研究団体助成金)

第7条 公益財団法人日本教育公務員弘済会鹿児島支部の研究団体助成金に係る請求及び受領に関する事務は、県事協事務局が行う。

- 2 前項の研究団体助成金は、当該助成金額を第2条に定める地区の数で除して得た額を研究助成金として各地区に分配する。

附則 この細則は、2002年8月28日から施行する。

附則 2003年3月7日改正(伊佐郡を始良地区に変更)

附則 2005年8月10日改正(市町村合併による郡市名変更)

附則 2006年3月9日改正(拠出金額変更、特例旅費規程)

附則 2006年8月10日改正(市町村合併による郡市名変更)

附則 2008年8月8日改正(市町村合併による郡市名変更)

附則 2009年3月3日改正(市町村合併による郡市名変更)

附則 2010年8月6日改正(地区の統合、拠出金の変更)

附則 2011年3月9日改正(旅費額変更)

附則 2019年2月28日改正(第7条(研究団体助成金)の追加)